



2026年6月23日

各位

会社名 株式会社ブッキングリゾート
代表者名 代表取締役 坂根 正生
(コード番号:324A 東証グロース市場)
問合せ先 取締役 今井 裕二
(TEL 06-6147-5481)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年6月23日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議いたしました。これに伴い、本制度に関する議案を2026年7月30日に開催予定の第13回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

本制度は、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役(以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度となります。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会では、金銭報酬枠とは別枠にて、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定であります。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 100 百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会にて決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年 80,000 株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、その他これらに準じて発行又は処分される普通株式の総数の調整を必要とする合理的な事由が生じた場合は、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整します。)とします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること(以下「譲渡制限」といいます。)、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を当然に無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。また、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以上